

## 令和4年度第7回教育研究評議会議事録

日時 令和4年11月16日(水) 14:30～17:55  
場所 農学部総合棟大講義室  
出席者 日詰、塩尻、川田、森田、大場、川村、片田、池田、高倉、金原、本橋、  
近藤、田島、桐谷、熊倉、笹原、小西、田中、山本、喜多、木村元彦、鳥  
山、加藤、江口、猪川、原、木村雅和、間瀬、坂本の各評議員  
欠席者 村山委員  
陪席者 鈴木、河島の各監事、井柳、栗井 (Web 参加)、下村 (Web 参加) の各学長  
補佐、長谷川情報基盤センター長 (Web 参加)、岩田浜松キャンパス共同利  
用機器センター長

議事に先立ち議長より高松良幸 情報学部教授の訃報について報告があり弔意  
が示された。

### I 前回議事録の承認について

令和4年度第5回教育研究評議会議事録 (案) 及び令和4年度第6回教育研究  
評議会議事録 (案) を原案どおり承認した。

### II 審議事項

#### 1 静岡大学の将来構想について

議長から、静岡大学の将来構想について、資料1-1により、令和4年10  
月20日～11月16日までの会議等の開催状況、資料1-2により、第47  
回静岡大学・浜松医科大学連携協議会 (令和4年10月31日) に関する報告  
があった。

また、資料1-3について説明があり、意見交換が行われた。

<議長の説明等>

- 第47回静岡大学・浜松医科大学連携協議会について資料に基づき以下のとおり報告が  
あった。

##### (1) 浜松地区の大学運営検討専門委員会 (令和4年10月20日) について

- ・ 両大学の教養科目について意見交換がなされた。
- ・ 医・工・情報の異分野連携シンポジウムの開催と、当日配布資料につい  
て意見交換がなされた。
- ・ 新法人設立・大学再編について、10月7日に開催された第5回浜松地区大学  
再編・地域未来創造会議での各委員からの意見に関する検討状況の報告及び意見  
交換がなされた。

特に静岡市に対する対応の不十分さや大学再編そのものが袋小路に入っており  
前向きな取り組みに欠けているとの指摘があったこと、浜松市の政財界からの法  
人統合・大学再編への強い期待が示されたこと、浜松市長からの二法人二大学で  
もよいのではないかという発言があったことが報告された。

- ・ 議題3「法人統合・大学再編について」では、今後は静岡市だけでなく財界と  
の懇談を検討するつもりであること、中堅若手教職員や学生との意見交換会を予  
定していること、資料の作りこみが静岡側に有利な形にならないよう見直しを行  
うことを報告した。

それに対し、浜松医科大学から、静岡市にどのような説明を行い、理解を得て  
いくつもりなのかという質問があり、静岡大学への期待、私案に対しての意見等  
と回答した。

浜松医科大学から、現在、私案が独り歩きしているという危惧を持っていると

いう指摘があり、それに対しては、現段階では学長私案の状態であると回答した。さらに、「静岡大学未来創成ビジョン」の「2. 法人統合・大学再編の状況」における静岡大学学内会議等での説明・協議に関し、合意書締結直前の2月、3月の記載がないのはどういうことなのかという指摘があり、スペースの都合でそうになっているため必要であれば加筆できると回答した。

浜松医科大学から、静岡キャンパスでは合意書の締結の不備を指摘する議論があったと聞いているが、合意書の締結に関しての議論が続くことへの懸念が示された。それに対し合意書の締結に関しては学内手続きを経ているものであり、それに基づいて対応していくのは当然であるが、その後の施行通知の発出、学長私案等、事実を踏まえた整理が必要ではないかという意見が出された。

本学から合意書は本学の意思決定手続きに基づいてなされたものであり、ないがしろにするのは好ましいことではないという意見が出された。

浜松医科大学学長から、合意書締結までの経緯、その後の事実関係も含め、両大学で事実関係を整理した文書を作成し、相互に確認してはどうかという提案があり、それについては合意をした。

#### ○資料1-3 将来構想資料について

- ・ 89ページ資料1-3 将来構想資料について説明があった後、意見交換がなされた。

#### <委員から出された意見等>

- ・ 井柳学長補佐：90～92ページのガバナンスの資料における法人執行部のメンバーについて2大学の場合は1対1の関係で学内理事を輩出するのが適切ではないか。資料では90ページ、91ページいずれの場合でも常に浜松キャンパス側が執行部の数が多く1対1の関係ではない。92ページの場合も浜松医科大学から学内理事が2名輩出されると考えられるがこのバランスもよく分からない。2大学であれば1対1の関係で執行部を形成すべきあり、今の段階でそのような形に改めるのが適切ではないか。
- ・ 議長：このあたりは基本的にはこのような可能性があるという想定範囲である。委員の意見は承知した。
- ・ 井柳学長補佐：決定していないことは分かるが、1対1の関係のイメージを最初から持っておいた方が良いのではないか。
- ・ 議長：基本的に現状では理事の数がはっきりしないが、想定では6名、非常勤の学外理事を含めた場合に7名ということになるが、大学から出す学内理事は最大5名という形にしかならない。その配分をどうするのかということは課題ではある。
- ・ 川田委員：1法人1大学の場合のみ事務局長が学内理事となっているが静岡大学では以前は事務局長が理事であったと思う。そのあたりのルールを教えていただきたい。
- ・ 議長：現状、静岡大学の理事は4名となっており、内1名は専任の外部理事であることが求められている。それが現状では専任の外部理事を置くことができず学内の専任理事は3名、外部理事は2名となっている。外部理事の一人が非常勤である場合は、もう一人非常勤の外部理事を加えることができるため合わせて5名となっている。このあたりは国立大学法人法で規定されている。法人統合した場合は理事の上限は6名と想定され、その場合は学内の理事は4名、学外の理事は2名、その内の1名が非常勤であれば1名増やすことができ、学内理事を5名、学外の理事は1名、非常勤理事が1名という想定になっている。ただし学外の理事を2名とも非常勤理事とすることはできる。
- ・ 井柳学長補佐：法人の長は学外第三者を想定していると思われるが、現時点において一方の大学の長が兼任するケースを残す理由がわからない。一方の大学の長が兼任するということは1対1の関係からすると適切なものとは考えられない。これで健全な大学運営がどうしてできるのか知りたい。
- ・ 議長：法人の長について理事長専任、又はいずれかの大学の長が兼任する体制があり得ると記載されているのは、法人運営検討専門委員会でもいずれかに決められておらず両論併記となっているためである。
- ・ 桐谷委員：経営と教学を分ける以上、法人が統括する大学同士は対等でなければならない。国立大学法人法の定めはあるだろうが、少なくとも各大学の代表としての総括理事は1

対1とし、残りの理事についても学外理事を増やす等で1対1となるよう調整すべきではないか。

- ・ 議長：総括理事は各大学の長になる。残りの理事をどのように選出するのかについては今後ルールを作成が必要になると考えている。法人の長については両論併記としているが、これまで静岡大学では、前任の石井学長の時から理事長制を採るべきだと主張してきたと伺っている。対して浜松医科大学はいずれかの大学の長が兼任する形がよいのではないかという意見であり、平行線となっている。
- ・ 森田委員：その点については法人運営検討専門委員会での議論が止まっており、連携協議会での議論の推移を待っている状態である。ただし最終的には決定権は学長選考・監察会議にあり、結果的には第三者の理事長を選ぶ可能性もいずれかの大学の長を選ぶ可能性もあると理解している。
- ・ 笹原委員：制度として理事長制かそうでないのかという選択が先にあって、その結果として理事長が誰になるのかという話になっているが、以前伺った際には理事長を学長選考・監察会議で決定し、その結果、学長を選んだ場合は結果として兼任することとなり、そうでない方を選んだ場合は理事長制になるということだったかと思うが、確認したい。
- ・ 議長：自分としては制度を先に決めるという認識である。
- ・ 片田委員：制度的にはどちらでも不備はない。ただし、決め事を最初に申し合わせなければならぬのではないかと。また、理事の数を言えば理事は理事長の指名であるから総括理事を除いて全て一方の大学から選出される可能性もある。理事の配分、理事長の置き方、本部の置き方、事務局の在り方等はあらかじめ決めておいた方がよいのではないかと。
- ・ 笹原委員：前もって決めるということはどういうような形で盛り込むことになるのか。
- ・ 片田委員：今、具体的な形が浮かぶわけではないが、例えば合意書に加筆する等の方法が考えられる。そうしてから組み込まないといけないのではないかと。まずは事前にコンセンサスを得ることが重要と考える。
- ・ 金原委員：片田委員がおっしゃるように、しっかり合意を取っておき、書き込んでおくことで外部から人選ができるということになるので、そこは必要ではないかと。
- ・ 田島委員：基本的に制度を決めてから学長選考・監察会議で人選を行うということなので法人の長と大学統括理事を別にするというのは教育研究評議会で決めてもよいし、ペーパーに書けばよいのではないかと。その手続きは教育研究評議会でいい、大卒のルールが決まった後に人選を行うのが通常である。まずは大卒のルールを作る必要がある。合意書の中にそれが記載されていないのは大きな問題である。
- ・ 桐谷委員：合意書には2段階あって、最初は統合に向けた大まかな段階、次に法人の長をどうするのか等といった具体的な段階となるが、この合意書は具体的な部分が欠けたままであるため、法人の長も決まらないような状態である。次の段階の合意書を作成する等しない限り、この合意書のままで進めるのは問題がある。
- ・ 近藤委員：2段階目の合意書に相当するものとして、連携協議会、専門委員会の中で法人統合・大学再編、新大学の理念、組織等を書き込んだものを作っているはずであり、そのプロセスが2段階目の具体的な合意書の内容を詰めていくプロセスであったと私自身は理解している。
- ・ 笹原委員：合意した後でも連携協議会は継続しているし、浜松地区の大学運営検討専門委員会等で合意したことが、教育研究評議会、企画戦略会議でも説明はされているので、合意書締結後の細かい詰め作業をそういった専門委員会で行っているという認識であった。それが固まれば、この場でいうところの2段階目の合意書として現実化するだろうと考えている。元々の合意書にすべてを盛り込むのは無理であり、この間続けてきたことが2段階目の合意書に相当するだろうと理解している。
- ・ 議長：近藤委員、笹原委員がおっしゃるような設置計画のようなものは自分としても記憶している。それがどうなっているのかは次回確認した方がよいと考える。
- ・ 田島委員：最初に根幹部分がない合意書に基づいているために現状の問題が発生しているのではないかと。
- ・ 議長：現時点でどのような形の作りこみ方になっているのかということは次回示させていただきます。
- ・ 井柳学長補佐：合意書に関して違う考え方が出てきたが、自分の記憶では合意書が締結さ

れた頃の経営協議会において、民間の委員の方が「民間では法人本部も決まっていな、法人の長も決めていない、こういった合意書はない。」とおっしゃっていた。これをどう捉えるのかというのはいろいろな見方があると思う。慶應義塾大学と東京歯科大学は特に目途を設けずに協議を継続するという形に改めたと思う。合意書に関してこれが正しいという一義的理解は難しいと考える。

- ・ 片田委員：締結された合意書について意見をいうつもりはないが、そこで詰めるべきことがもっとあるのではないか。
- ・ 川田委員：1対1の関係という話があったが理事長が理事を選ぶ以上、そこに制限をかけることができるのか。
- ・ 片田委員：縛りをつけるということに法的拘束力はない。それは合意書も同様である。だからこそ、進んだ結果、全然思惑と違うということが無いようにするために、あらかじめ合意書を具体的に詰めておく必要があるのではないか。
- ・ 高倉委員：経営と教学の分離が行われた時に資料からは見えない摩擦、追加のコスト等があると思う。先行した大学の事例等で、ご存じの部分があれば教えていただきたい。
- ・ 片田委員：しっかり調べてはいないので確たることは言えないが、効率化を考えた時に、どちらかの大学に寄せていくということと、仕組み、ルールを変えていくことが必要になる。そうやって削った部分を、今までやれていない部分に移しやすくなるのではないか。
- ・ 高倉委員：1法人1大学、大学統合という新しい議論が出てきた。前回の修正前の資料では一体化した方が物事がスピーディに決まるという記載があったと思う。元々の法人統合・大学再編のメリットの一つとして浜松側が独自で決めたことについて意思決定が早くなるということがあったが、1法人1大学の方が早いのだとすると、むしろ経営と教学の分離を行った場合にデメリットがでてくるのではないか。
- ・ 片田委員：確定的なことは言えないが、例として90ページにあるような現行の大学再編の場合だと、大学内の学長の了解を得てもお金、人が絡めばさらに法人執行部の了解を得る形になり手間がかかる。ただし、そのプロセスをどう決めるか次第で変わってくることもある。また、法人執行部に外部の方を加えてうまくいくはわからないところもあるし、学内でということになれば、どちらかの大学に偏ってしまう危惧がある。そういった部分を見極め、事前に申し合わせ等の形にしておくのは大事ではないか。
- ・ 議長：資料に示した、法人統合・大学再編がなされた際の研究所、センターの配置については大まかな図となっていることをご理解いただきたい。95ページにあるように、基本的に研究所は法人に置くことが可能であるが、そこに携わる教員については大学の所属となるため、法人に置くことは現実的ではないという状況である。また論点の表現方法については色々な意見があるだろうが、とりあえず大きな枠組みのところから意見交換を進めさせていただきたい。
- ・ 喜多委員：工学部では静岡大学未来創成ビジョンを教授会で説明し、教員の意見を募った。一部について紹介の許可をいただいたのでご紹介させていただく。  
<10月7日付静岡大学未来創成ビジョンを10月27日の教授会で紹介して寄せられた意見(抜粋)>
  - ・ 静岡大学未来創成ビジョンは合意書を尊重している姿勢が見られない。
  - ・ 単純な大学統合では寄せ集めになり特徴のない大学になるのではないか。
  - ・ 静岡キャンパスの各部局が協力することで新たな知の拠点形成する魅力あるものになるのではないか。
  - ・ 1法人1大学として統合しても両キャンパスの物理的距離は解消されない。
  - ・ 統合・再編に対する静岡大学の姿勢は、浜松医科大学との信頼関係を揺るがすのではないか。
  - ・ まずは学内の意見を統一すべき。
  - ・ モデルチェンジが意味する内容が理解できない。
  - ・ 静岡県に置かれた国立大学である静岡大学と浜松医科大学が1法人1大学を目指すのは一貫性があると思う。この案は両大学の合意がなければ最初に出てくる常識的な案だと思う。この案を実現するためには現在強く反対している浜松医科大学がどのような条件であれば現学長が示す1法人1大学の案に同意できるのか知りたい。静岡大学が浜松医科大学の条件をどこまで飲むことができるかということになれば静岡大学で議論して前進できる

のではない。1法人1大学であっても決定権をフレキシブルにして予算を分ける等、実質的に2大学の体制に近ければ歩み寄れる可能性があると思う。

・学科としては東西分離の再編、大学統合のどちらに振れているわけではない。再編に大きく反対するわけではないが強力に支持する姿勢でもない。

また、他部局の教員がどのように考えているのか知りたいという意見があった。可能であれば各構成員の意見をお聞かせ願えればと思う。

- ・ 議長：私にも忌憚のない意見をいただき、自分自身のことも含めて考えなければならない事も多々あると感じている。また、他部局構成員の方々のご意見をお持ちいただくのは必要だと考えているので、各部局で集約することは大歓迎である。どうしてもすくいきれない部分があると感じたので若手・中堅教職員との意見交換をさせていただいている。詳細は省くが個人的な感想として、再編に対して前向きな意見はたくさんあったと思う。ただ、そのプロセスをどのように経て進めていくのかという部分は、両キャンパスで違いがあるように感じたので、そのあたりを埋めていきたいと考えている。追加でアンケートを行い意見集約しており私に対しての厳しい意見もあるが、若い助教、准教授の方々の意見も聞いたのではないかと考えている。
- ・ 喜多委員：両キャンパスの教員の気持ちに分断されないよう一つの方向を向いてお互いの立場を尊重して建設的な議論を行っていただきたい。

## 2 研究設備・機器の共用化に向けた研究設備統括本部の設置について

川田委員から、資料2により、研究設備・機器の共用化に向けた研究設備統括本部の設置について説明があり、審議の結果、これを承認した。

## 3 学則の一部改正について

川田委員から、資料3により、新たに「研究設備統括本部」及び研究設備統括本部を構成する「静岡共同利用機器センター」を設置すること等に伴う学則の一部改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。

## 4 静岡大学研究設備統括本部の設置に伴う規則の制定等について

川田委員から、資料4により、研究設備統括本部の設置に伴う規則の制定等について説明があり、審議の結果、これを承認した。

## 5 静岡大学学術院グローバル共創科学領域会議準備会規則等の制定について

森田委員から、資料5により、学術院グローバル共創科学領域会議準備会及びグローバル共創科学部教授会準備会を置くために必要な規則等の制定について説明があり、審議の結果、これを承認した。

## 6 山岳流域研究院からの全学委員会等への委員選出について

森田委員から、資料6により、山岳流域研究院からの全学委員会等への委員選出について説明があり、審議の結果、これを承認した。

<委員から出された意見等>

- ・ 近藤委員から資料6 No 5 8. 5 9の委員会について実際に留学生が入ってきた段階で委員を選出いただくということで良いかとの確認があった。
- ・ 森田委員から仰るとおりであるとの回答があった。

7 グローバル共創科学部専任教員が他学部等において行う学生指導等に関する申合せについて

森田委員から、資料7により、グローバル共創科学部専任教員が他学部等において行う学生指導等に関する申合せについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

8 グローバル共創科学部の3つの方針（ポリシー）について

塩尻委員から、資料8により、令和5年4月から設置することが認められたグローバル共創科学部の3つの方針（ポリシー）について説明があり、審議の結果、これを承認した。

9 研究科等連係課程実施基本組織「山岳流域研究院」（修士課程）の3つの方針（ポリシー）について

塩尻委員から、資料9により、令和5年4月から開設することが認められた山岳流域研究院の3つの方針（ポリシー）について説明があり、審議の結果、これを承認した。

<委員から出された意見等>

- ・ 金原委員から機関別認証評価に対応するために令和7年度中には改正するよう要請があった。
- ・ 塩尻委員から山岳流域研究院長へ伝えるとの回答があった。

10 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の一部改正について

塩尻委員から、資料10により、人文社会科学部（学部共通分）及び本学大学院の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を一部改正することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

11 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の一部改正について

塩尻委員から、資料11により、昨年度受審した機関別認証評価結果では指摘事項とはならなかったものの本学が課題とした事項である、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を一部改正することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

12 共同研究講座等の設置について

川田委員から、資料12により、12/1付けで、電子工学研究所に「放射線検出用結晶材料学部門」を設置することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

### III 報告事項

1 令和4年度第7回企画戦略会議（令和4年11月2日）報告

議長から、令和4年度第7回企画戦略会議（令和4年11月2日）報告について、資料13により報告があった。

2 学長選考・監察会議の審議状況について

田中学長選考・監察会議副議長から、学長選考・監察会議の審議状況について、資料14により報告があった。

3 学長決裁により改正した規則等について

議長から、学長決裁により改正した規則等について、資料15により報告があった。

4 未来創成本部に置く専門部会及びWGについて

森田委員から、未来創成本部に置く専門部会及びWGについて、資料16により報告があった。

5 令和4年度文部科学省第2次補正予算案について

片田委員から、令和4年度文部科学省第2次補正予算案について、資料17により報告があった。

<委員から出された意見等>

- ・ 議長から今回基金化される部分について、積極的な応募の検討をお願いしたいとの要請があった。
- ・ 小西委員から「大学・高専の機能強化に向けた継続的支援策の創設」について、DX/GXのWGでの説明では令和6年度4月入学を目途に考えるというもので、改組等を行うのであれば時間的余裕がない前提で議論を進めていたが、今の説明では募集要項が今年度末、そこから審査結果が出て、次の4月には学生が入学するのだとすると大変急な話に聞こえるがそのあたりはどうとらえるべきかとの質問があった。
- ・ 片田委員から、申請手続等については相当柔軟になるのではないかと考えているとの回答があった。

6 教員採用等報告について

議長から、教員の採用3件、昇任4件について、資料18により報告があった。また、資料200ページの系列について化学系列から物理学系列、現職について講師から助教との記載の訂正があった。

7 令和4年秋の叙勲について

議長から、令和4年秋の叙勲受章者(2名)について、資料19により報告があった。

8 令和4年10月入学大学院入学試験実施状況について

塩尻委員から、令和4年10月入学大学院入学試験実施状況について、資料20により報告があった。

9 情報セキュリティ WEB セミナー、個人情報保護及び法人文書管理に関するWEBセミナーについて

川田委員から、情報セキュリティWEBセミナー、個人情報保護及び法人文書管理に関するWEBセミナーについて、資料21により報告があった。

<委員から出された意見等>

- ・ 近藤委員からログインIDやパスワードについて可能であれば静大ID等の使用を検討頂きたいとの要望があった。
- ・ 長谷川委員から静大IDでログイン可能であるとの回答があった。

- 1 0 令和3年度監事業務監査改善措置事項に対する改善措置事項について（令和4年9月末現在）  
森田委員から、令和3年度監事業務監査改善措置事項に対する改善措置事項について（令和4年9月末現在）について、資料22により報告があった。
- 1 1 令和5（2023）年度以降の科学研究費助成事業（科研費）の公募スケジュールについて  
川田委員から、令和5（2023）年度以降の科学研究費助成事業（科研費）の公募スケジュールについて、資料23により報告があった。
- 1 2 グリーン科学技術研究所 News Letter Vol.12 について  
間瀬委員から、グリーン科学技術研究所 News Letter Vol.12 について、資料24により報告があった。

#### IV その他

- 1 第16回超領域研究会の開催について  
川田委員から、第16回超領域研究会の開催について、資料24により紹介があった。

以上